

# リハビリテーション 2024年改定

届出

算定に関して、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届出が必要となるもの



アイネット・システムズ 株式会社

## 【リハビリテーション：算定しくみ】

リハビリテーション実施料 + 薬剤料

## 【リハビリテーション：種類】

### ●疾患別リハビリテーション料

- ①心大血管疾患リハビリテーション料
- ②脳血管疾患等リハビリテーション料
- ③廃用症候群リハビリテーション料
- ④運動器リハビリテーション料
- ⑤呼吸器リハビリテーション料

### ●その他のリハビリテーション料

- ①リハビリテーション総合計画評価料
- ②目標設定等支援・管理料
- ③摂食機能療法
- ④視能訓練
- ⑤難病患者リハビリテーション料
- ⑥障害児（者）リハビリテーション料
- ⑦がん患者リハビリテーション料
- ⑧認知症患者リハビリテーション料
- ⑨リンパ浮腫複合的治療料
- ⑩集団コミュニケーション療法料

## 【薬剤料の算定方法（五捨五超入）】

リハビリテーションで使用した薬剤は15円以下である場合は算定できません。

15円を超えた場合、薬剤の価格（薬価）は『薬価基準』に「円単位」で記載されていますが、レセプトには「円単位」を「点単位」に直して記載します。その際「五捨五超入」を使います。

<五捨五超入> 薬価 ÷ 10

- ・小数点以下が0.5以下 → 切捨て
- ・小数点以下が0.5を超えている → 切上げ

## 【リハビリテーション：通則】

通則4：心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料については、患者の疾患等を勘案し、**最も適当な区分1つに限り算定**できる。この場合、患者の疾患、状態等を総合的に勘案し、治療上有効であると医学的に判断される場合であって、**患者1人につき1日6単位**（厚生労働大臣が定める患者については1日9単位）に限り算定できるものとする。

1単位 = **20分**     1単位に満たない場合 → **基本診療に含まれ別に算定不可**

## 【リハビリテーション：通則】

通則 5 : J117鋼線等による直達牽引、J118介達牽引、J118-2矯正固定、J118-3変形機械矯正術、J119消炎鎮痛等処置、J119-2腰部又は胸部固定帯固定、J119-3低出力レーザー照射、又はJ119-4肛門処置を併せて行った場合は心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料、呼吸器リハビリテーション料、がん患者リハビリテーション料、集団コミュニケーション療法料又は認知症患者リハビリテーション料に含まれるものとする。

通則 6 : B001-17慢性疼痛疾患管理料を算定する患者に対して行った、心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料、呼吸器リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションに係る費用は算定しない。

### 【算定優先順位】

1. 13 慢性疼痛疾患管理料    2. 80 リハビリテーション料    3. 40 整形外科的処置

通則 7 : リハビリテーションは適切な計画の下に行われものであり、その効果を定期的に評価し、それに基づき計画を見直しつつ実施されるものである。

# 疾患別リハビリテーション料

2024年6月より  
実施者の職種（理学療法士・作業療法士・医師・看護師等）毎によりマスタが分かれま  
した！

		心大血管疾患リハビリテーション料	脳血管疾患等リハビリテーション料	廃用症候群リハビリテーション料	運動器リハビリテーション料	呼吸器リハビリテーション料
1単位 (20分)の点数	(I)	205点	245点	180点	185点	175点
	(II)	125点	200点	146点	170点	85点
	(III)	-	100点	77点	85点	-
併算 定可 届出	早期リハビリテーション加算 (起算日より30日以内)	1単位につき 25点 (入院患者のみ)	1単位につき 25点	1単位につき 25点 (入院患者のみ)	1単位につき 25点	1単位につき 25点 (入院患者のみ)
	初期加算(届) (起算日より14日以内)	1単位につき 45点 (入院患者のみ)	1単位につき 45点	1単位につき 45点 (入院患者のみ)	1単位につき 45点	1単位につき 45点 (入院患者のみ)
対象疾患		<ul style="list-style-type: none"> <li>急性心筋梗塞</li> <li>狭心症発作その他の急性発症した心大血管疾患又は手術後の患者</li> <li>慢性心不全</li> <li>末梢動脈閉塞性疾患等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>脳梗塞</li> <li>脳外傷</li> <li>脊髄損傷</li> <li>高次脳機能障害等</li> </ul>	急性疾患等に伴う安静による廃用症候群の患者であって、一定程度以上の基本動作能力、応用動作能力、言語聴覚能力及び日常生活能力の低下を来しているもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>上・下肢の複合損傷</li> <li>関節の変形疾患</li> <li>関節の炎症性疾患</li> <li>その他の慢性の運動器疾患により、一定以上の運動機能及び日常生活能力の低下を来している患者等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>肺炎、無気肺</li> <li>胸部外傷</li> <li>気管支喘息</li> <li>慢性閉塞性肺疾患</li> <li>食道癌、胃癌の手術前後等</li> </ul>
算定日数の上限		治療開始日から 150日	発症、手術若しくは急性増悪又は最初に診断された日から180日	廃用症候群の診断又は急性増悪から 120日	発症、手術若しくは急性増悪又は最初に診断された日から 150日	治療開始日から 90日
併算 届出		リハビリテーションデータ提出 加算				月1回 50点

## 【要介護被保険者等に対する逡減】

脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料を算定する要介護被保険者等は下記の日数を経過した後に、引き続きリハビリテーション料を実施する場合において、過去3月以内にH003-4目標設定等支援・管理料を算定していない場合には、所定点数の100分の90に相当する点数により算定する。

脳血管疾患等リハビリテーション料	→ 60日経過
廃用症候群リハビリテーション料	→ 40日経過
運動器リハビリテーション料	→ 50日経過

## 【診療報酬明細書記載項目】

- (1) 実施日数
- (2) 疾患名
- (3) 算定日数上限の起算日となる年月日

- ・ 心大血管疾患リハビリ、呼吸器リハビリ → **治療開始日**
- ・ 脳血管疾患等リハビリ、運動器リハビリ → **発症年月日、手術年月日、急性増悪した年月日、又は最初に診断された年月日**
- ・ 廃用症候群リハビリ → **廃用症候群の診断日、又は急性増悪した年月日**

### ※月13単位を超えて実施する場合は、下記の内容を記載する

- ① これまでの実施状況（期間及び内容）
- ② 前月と比較した当月の患者の状態
- ③ 将来的な状態の到達目標を示した今後の計画と改善に要する見込み期間
- ④ 具体的な改善の状態等を示した継続の理由

※改善に要する見込み期間とリハビリテーション継続の理由を示した上で、「総合実施計画書」「実施計画書」の写しを添付することでも差し支えない。



目標設定等支援・管理シート

作成日 年 月 日  
 説明・交付日 年 月 日  
 患者氏名： 生年月日： 年 月 日

1. 発症からの経過（リハビリテーション開始日： 年 月 日）

2. ADL評価（Barthel Index または FIM による評価）（リハビリ開始時及び現時点）  
 （Barthel Index の場合）

	リハビリテーション開始時点			現時点		
	自立	一部介助	全介助	自立	一部介助	全介助
食事	10	5	0	10	5	0
移乗	15	10	5	15	10	5
整容	5	0	0	5	0	0
トイレ動作	10	5	0	10	5	0
入浴	5	0	0	5	0	0
平地歩行	15	10	5	15	10	5
階段	10	5	0	10	5	0
更衣	10	5	0	10	5	0
排便管理	10	5	0	10	5	0
排尿管理	10	5	0	10	5	0
	合計(0-100点) 点			合計(0-100点) 点		

FIM による評価の場合

大項目	中項目	小項目	リハビリテーション開始時点 得点	現時点 得点
運動	セルフケア	食事		
		整容		
		清拭・入浴		
		更衣（上半身）		
		更衣（下半身）		
		トイレ		
	排泄	排尿コントロール		
		排便コントロール		
	移乗	ベッド、椅子、車椅子		
		トイレ		
	移動	浴槽・シャワー		
		歩行・車椅子		
階段				
		小計		
認知	コミュニケーション	理解		
		表出		
	社会認識	社会交流		
		問題解決		
		記憶		
			小計	
		合計		

目標設定等支援・管理料

1 初回の場合	250点
2 2回目以降の場合	100点

● 目標設定等支援・管理料の対象  
 H001脳血管疾患等リハビリテーション料、H001-2廃用症候群リハビリテーション料又はH002運動器リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションを実施している要介護被保険者等である患者